

事務連絡
令和2年5月8日

各地方運輸局自動車交通部
関東・近畿運輸局自動車監査指導部 各位
沖縄総合事務局運輸部

自動車局旅客課
貨物課

新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえた
タクシー事業者による有償貨物運送について（一部改正）

新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえたタクシー事業者による有償貨物運送については、令和2年4月21日付け事務連絡により処理いただいているところである。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態宣言の期間が延長されたこと等を踏まえ、本特例による許可の期間について、令和2年9月30日（水）まで延長することとし、本事務連絡を別紙新旧対照表のとおり改正したので、事務処理にあたり遺漏のないよう取り計らわれない。